

鶴見川流域水マスタープラン

既存防災調整池の機能確保アクションプラン

【計 画 書】

1. 鶴見川流域水マスタープランにおける本アクションプランの位置づけ.....	1
2. 本アクションプランの目的と内容.....	5
3. 策定・実行主体.....	10
4. 対象地域.....	10
5. 対象年次.....	10
6. モニタリング.....	10
7. 役割分担.....	10
8. 連絡窓口.....	11
9. 担当者会議の開催経緯.....	11

令和4年3月

1. 鶴見川流域水マスタープランにおける本アクションプランの位置づけ

1.1 水マスタープランの概要と近年の動向

昭和 40 年代以降の急激な都市化に伴い、都市河川である鶴見川流域では、治水上・環境上などの水に関する様々な問題が顕在化してきている。また、近年の社会情勢においては、環境面や防災面、まちづくりの観点からも河川や流域に求められる要素が多様化している。

鶴見川流域では、昭和 50 年代より総合治水対策に取り組むなど、種々の対策が講じられ、一定の成果をあげてきたが、これは治水を中心とした機能に着目した対応であり、環境など他の機能に対して配慮が不十分、または支障となることも多く、水循環系全体の課題解決には至っていなかった。

このような状況を背景に、新しい枠組みと多様な連携・協働のもとで、水に関する諸課題を総合的にマネジメントし、「健全な水循環系の構築」に向けた各計画、施策を推進することを目的として、国土交通省関東地方整備局、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、町田市からなる鶴見川流域水協議会により、「鶴見川流域水マスタープラン」が平成 16 年 8 月に策定された（稲城市については、平成 16 年 10 月に鶴見川流域水協議会へ参画）。平成 27 年 12 月には、地球温暖化等新たな課題への対応を踏まえ鶴見川流域水マスタープランの改定が行われた。



図 1 水循環化健全化イメージ



写真 鶴見川流域水マスタープラン推進宣言式典

鶴見川流域水マスタープランは、図2に示す5つの柱を基本とする。実施にあたっては、トレードオフの関係にあるこれら流域の諸課題を総合的にマネジメントすることにより、流域の自然環境と人間の諸活動が共存する持続可能な流域社会の実現を図る。

温暖化により気象の狂暴化を迎える中、「洪水時水マネジメント」の果たす役割とその重要性はますます高まっていく。洪水の危険から人命・資産を守るため、洪水時水マネジメントの一端を担う既存防災調整池の持つ保水機能を確保することは、鶴見川流域に課せられた至上の課題として取り組む必要がある。

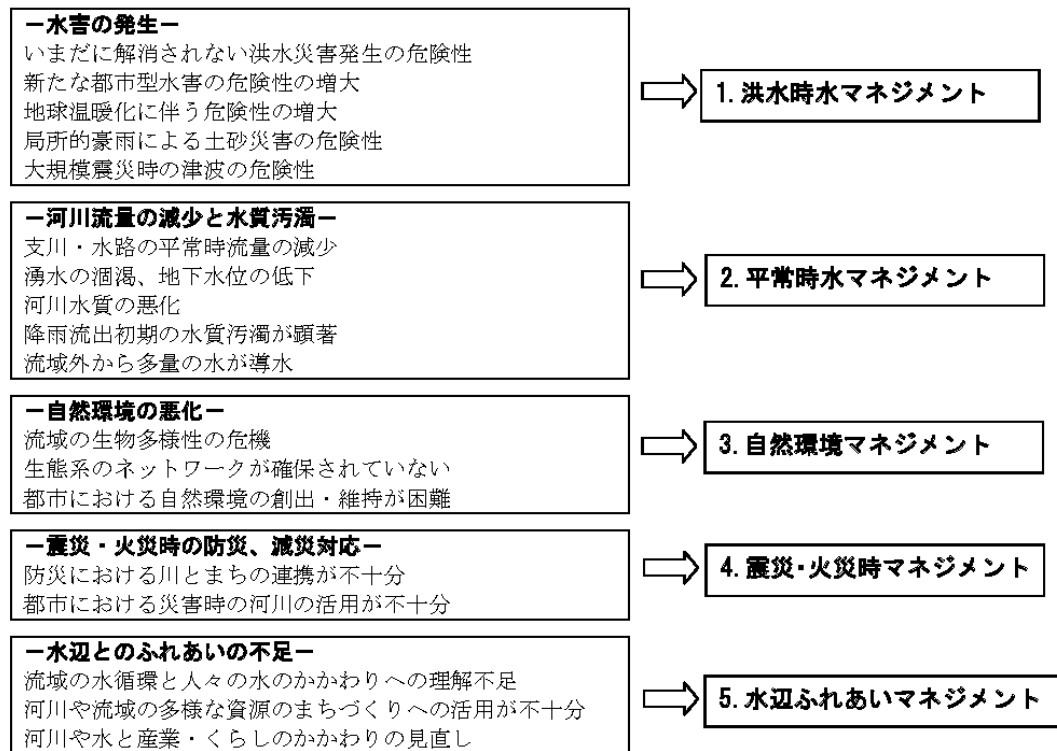


図2 5つの流域水マネジメント

1.2 計画推進の枠組み（アクションプランの策定）

アクションプランは、鶴見川流域水マスタープランの施策を着実に推進していくため「誰が、いつ、どこで、何をするか」を明確にし、目標期間を設定した具体的な実行計画として定めるものである。この計画は、市民、市民団体、企業、行政（国、都、県、市）の誰が主体的に行うかを明確にし、連携・協働を図りながら進めることを基本とする。

アクションプランの適切な進捗管理を行い、かつ社会状況に応じた計画の見直し（PDCAサイクルの採用）を図るため、アクションプランの目標は数カ年の短期的な期間で設定する。また目標期間を経過した際は、進捗状況を踏まえ新たなアクションプランに更新するなど、長期的な視点をもって施策を推進する。

アクションプランの計画内容及び進捗状況は、鶴見川流域水協議会のホームページで公表していく。

1.3 洪水時水マネジメントの施策体系

鶴見川流域水マスタープランの5つのマネジメントのうち「洪水時水マネジメント」は、「洪水の危険から鶴見川流域を守る」ことを基本方針としている。図3に平成27年12月に改定した鶴見川流域水マスタープランの洪水時水マネジメントにおける基本方針・目標・施策体系の一覧を示す。

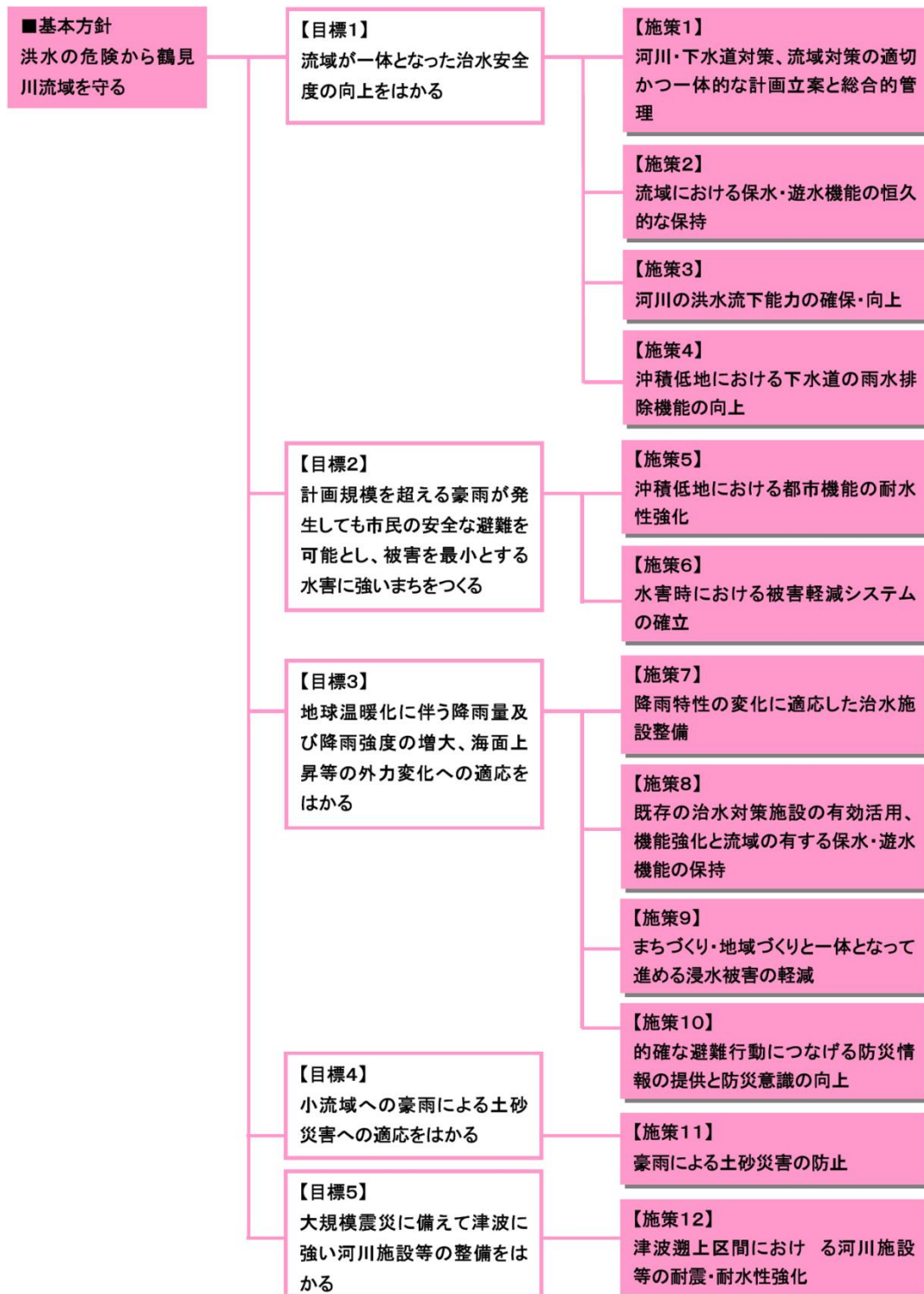


図3 洪水時水マネジメントにおける基本方針・目標・施策体系一覧

洪水時水マネジメントでは、【目標1：流域が一体となった治水安全度の向上をはかる】としており、既存防災調整池の持つ保水機能の確保はこの目標の実現を目指すものである。

【目標1】の達成のための施策としては表1に示すように、「施策1：河川、下水道対策、流域対策の適切かつ一体的な計画立案と総合的管理」、「施策2：流域における保水・遊水機能の恒久的な保持」、「施策3：河川の洪水流下能力の確保・向上」、「施策4：沖積低地における下水道の雨水排除機能の向上」が掲げられている。この中で、施策2において、既存防災調整池の持つ保水機能の確保について規定されている。

表1 洪水時水マネジメント【目標1】達成のための施策一覧

基本方針	計画目標	施策 (大分類)	施策 (中分類)	施策 (小分類)	
洪水の危険から鶴見川流域を守る	【目標1】流域が一体となった治水安全度の向上をはかる	【施策1】河川・下水道対策、流域対策の適切かつ一体的な計画立案と総合的管理	公平な流域対策の実現のための計画、法制度の整備	流出量の分布に配慮した流域内でのバランスのとれた地域づくりに努める	
				保水、遊水機能の他機能での代替・他地域での確保、確保可能な制度の整備に努める	
			流域と河川、下水道が一体となった新たな治水システムの構築	保水、遊水機能維持のための管理システムの構築に努める	
				流域と河川、下水道の持つ治水機能を適切に評価した計画立案を推進する	
		【施策2】流域における保水・遊水機能の恒久的な保持	流域内の適正な土地利用誘導による保水（貯留・浸透など）・遊水機能の確保	河川と下水道の連携を強化し、より効果的な浸水被害解消のための対策を実施する	
				森林など自然地を保全し、現況保水機能の保持に努める	
				保水浸透機能を重視し、自然環境保全に寄与する調整池の設置に努める	
				沿川農地への盛土に対し、規制などにより現況遊水機能の保持に努める	
			既存防災調整池の持つ保水機能の確保	既開発地域への緑地回復に努める	
				遊水地域の機能の復元に努める	
			維持管理の促進	施設維持に加えて看板等による機能や効果を広報し、既存防災調整池の恒久的な保持に努める	
				機能喪失の恐れのある既存防災調整池の浸透施設への転換や移転を含め代替確保に努める	
			既開発地域での浸透機能の回復	貯留浸透対策の適正な維持管理や老朽化した防災調整池の機能維持に努める	
				河川管理施設の老朽化対策など適切な維持管理の確保に努める	
				既存住宅地への雨水浸透施設の設置を促進する	
				公共・公益施設用地などを利用して雨水浸透施設の設置に努める	
			【施策3】河川の洪水流下能力の確保・向上	河川改修による河道の流下能力の確保・向上及び維持	雨水浸透型下水道の設置を推進する
					道路への浸透施設の設置を推進する
【施策4】沖積低地における下水道の雨水排除機能の向上	雨水排除能力の向上及び維持	既設防災調整池への浸透機能の付加に努める			
		機能喪失の恐れのある既存防災調整池の浸透施設への転換に努める			
	下水道管渠の面的な整備の推進及び維持	堤防の未対策区間の築堤などにより河道の流下能力の確保及び維持に努める			
		河積が不足する区間の河道掘削・浚渫などにより河道の流下能力の確保及び維持に努める			
雨水排除能力の向上及び維持	下水道管渠の面的な整備の推進及び維持	護岸などの整備により堤防の質的な安全度確保及び維持に努める			
		雨水排除能力の向上及び維持雨水ポンプなどの能力向上及び維持に努める			
下水道管渠の面的な整備の推進及び維持	下水道管渠の面的な整備の推進及び維持	下水道幹線及び枝線の増強及び維持に努める			
		雨水貯留管、バイパス管、雨水滞水池などの活用により雨水排除能力の向上及び維持に努める			
雨水排除能力の向上及び維持	下水道管渠の面的な整備の推進及び維持	近隣地区の雨水貯留管、雨水滞水池などを活用した雨水排除能力の向上及び維持に努める			
		近隣地区の雨水貯留管、雨水滞水池などを活用した雨水排除能力の向上及び維持に努める			

2. 本アクションプランの目的と内容

2.1 本アクションプランの目的

洪水時水マネジメントでは、【目標1：流域が一体となった治水安全度の向上をはかる】として、既存防災調整池の持つ保水機能の確保を施策の展開方策の1つに掲げており、本アクションプランはこの目標の実現を目指すものである。

2.2 実行主体の考え方

本アクションプランで位置付けた各施策には、「実行主体」と「実行主体への協力」を明記しており、それぞれ以下のとおり設定している。

「実行主体」は主に以下に示す考え方に基づき設定している。

施策の内容	実行主体の設定
流域全体としての方向性について、流域一丸となって協議・検討する施策	流域水マスタープランの全関連主体
施設の整備・改良、事業の実施、取り組み等に係る施策	対象とする施策等の管理者・事業実施者または将来的にその可能性がある者
民間等による整備や取り組みを促進する施策	民間等に対する規制・指導等実施主体
新規に検討を進めるにあたり、情報共有・協議のための検討実施や調整が必要な施策	情報共有・協議のための検討実施や調整を行う主体（主に事務局として京浜河川事務所）

「実行主体への協力」は、今後検討を進めるにあたり、情報提供や協議の場への参加等により協力する者とする。

なお、本アクションプランに位置付けられている施策には、施策の有効性の検証や制度確立等に向けた情報共有や可能性の検討を開始する段階のものも含まれる。そのため、本アクションプランにおいて実行主体であるからといって将来的に関連事業の実行主体になるとは限らない。

以下の施策内容表では、凡例として「●：施策の実行主体 ○：実行主体への協力（情報提供や協議への参加等）」という表記を用いている。

2.3 本アクションプランの内容

内容1：防災調整池の施設効果の広報を推進する

鶴見川流域には、令和2年度末時点で約5,000基の防災調整池が設置されており、浸水被害の最小化に大きく貢献している。

これら施設の効果及び必要性・重要性を啓発する活動として以下に示す施策を実施する。

実行主体	施策内容
○京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ●横浜市 ●川崎市 ●町田市 ●稲城市	防災調整池の機能効果を周知するため、防災調整池設置の際には、調整池の役割・効果を記載した看板の設置の義務付けを指導する。また、調整池の役割・効果の内容は、住民目線を意識した分かりやすい情報の提供に努める。
○京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ●横浜市 ●川崎市 ●町田市 ●稲城市	防災調整池の機能効果を周知するため、自治体HPやパンフレット等による広報及び、調整池カードの作成等新たな広報方法の検討を実施する。

●：実行主体

○：実行主体への協力（情報提供や協議への参加等）

内容2：既存防災調整池の機能確保及び機能代替策を推進する

既存防災調整池の中には、老朽化によりクラックが入り、水が溜まらなくなった事例もあり、本来調整池の持つ流出抑制機能が喪失しているものが存在する。

これら既存防災調整池の持つ機能を恒久的に確保するため、以下に示す施策を実施する。

実行主体	施策内容
<ul style="list-style-type: none"> ○京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ●横浜市 ●川崎市 ●町田市 ●稲城市 	<p>流域内で設置されている雨水貯留施設を保全・維持する取り組みとして、維持管理協定の締結などにより官民の役割を明確化するなど、引き続き保全・維持に努める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ●横浜市 ●川崎市 ●町田市 ●稲城市 	<p>調整池の機能増強を目的として、公共所有の調整池を対象に、容量増強の余地のある調整池を対象とした施設改良や、オリフィス径の改良、その他新たな方策について検討を行い、実施可能なものについては改良を行う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ○横浜市 ○川崎市 ○町田市 ○稲城市 	<p>調整池の施設改良、その他新たな方策に関し、情報共有・協議のための検討や調整を事務局として実施する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ●横浜市 ●川崎市 ●町田市 ●稲城市 	<p>調整池の機能確保及び維持管理を民間に委託する取組として、市所有の調整池の上部利用（スーパーやテナント、スポーツ施設等）や多自然、多機能化の方策について、検討を実施する。</p>

●：実行主体

○：実行主体への協力（情報提供や協議への参加等）

内容3：既存防災調整池の維持管理・老朽化対策を推進する

調整池の機能を恒久的に保持するためには、調整池の維持管理・老朽化対策を実施する必要がある。

既存防災調整池の維持管理・老朽化対策を推進するため、以下に示す施策を実施する。

実行主体	施策内容
○京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ●横浜市 ●川崎市 ●町田市 ●稲城市	公共所有の調整池の状況確認として、年1回のパトロールによる流出抑制機能と安全面の確認の実施・報告や、維持管理報告書の提出を実施する。
○京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ●横浜市 ○川崎市 ○町田市 ●稲城市	民間所有の調整池の状況確認として、自治体担当者による巡回点検を実施する。
○京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ○横浜市 ○川崎市 ○町田市 ○稲城市 ●市民 ●企業	自らが所有する調整池の流出抑制機能の維持を目的として、定期的な機能点検と清掃・修繕を行う。
○京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ●横浜市 ●川崎市 ●町田市 ●稲城市	民間管理の調整池のうち、市と維持管理協定を締結した施設の維持管理は、維持管理報告書の提出を求め、かつ提出率の向上に向け啓発する。
○京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ●横浜市 ○川崎市 ●町田市 ●稲城市	各自治体の公共・民間の維持管理報告書を取りまとめ、維持管理状況の課題について共有する。 また、各自治体の公共所有施設の老朽化対策の対応状況について情報共有を図る。

●：実行主体

○：実行主体への協力（情報提供や協議への参加等）

実行主体	施策内容
<ul style="list-style-type: none"> ○京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ●横浜市 ●川崎市 ●町田市 ●稲城市 	<p>公共所有の調整池を対象に、老朽化状況を詳細に把握するための管理報告書を作成し、改修・保全計画の策定の検討を行う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●京浜河川 ○東京都 ○神奈川県 ○横浜市 ○川崎市 ○町田市 ○稲城市 	<p>既存防災調整池の機能維持や流域対策を実施するための基金に関する事例収集を行う。</p>

●：実行主体 ○：実行主体への協力（情報提供や協議への参加等）

3. 策定・実行主体

本アクションプランは、以下の鶴見川流域における自治体の関連部局が主体となり、策定・実行を図る。

表 2 アクションプラン策定主体担当課一覧

自治体	部局	担当課	◎：幹事
東京都	建設局河川部	計画課	◎
	都市整備局都市基盤部	調整課	
神奈川県	県土整備局河川下水道部	河川課	
横浜市	道路局河川部	河川企画課	◎
	道路局河川部	河川管理課	
川崎市	建設緑政局道路河川整備部	河川課	
	建設緑政局総務部	企画課	◎
	上下水道局下水道部	下水道計画課	
町田市	下水道部	下水道経営総務課	◎
	下水道部	下水道管理課	
	都市づくり部	公園緑地課	
	学校教育部	施設課	
稲城市	都市建設部	管理課	◎
	都市環境整備部	下水道課	
国土交通省	京浜河川事務所	流域調整課	◎

4. 対象地域

- ・ 本アクションプランは、鶴見川流域の全域を対象

5. 対象年次

- ・ 策定年度から5ヵ年後を目標年次と設定

(実施期間：令和4年度～令和8年度)

なお、施策の実施状況に応じて、適宜、アクションプランの更新等を行っていき、継続的に取り組む。

6. モニタリング

- ・ 個別施策の進捗・検討状況については、担当者会議の場において取りまとめ検討し鶴見川流域水協議会作業部会に報告する。さらに、鶴見川流域水委員会・鶴見川流域水懇談会へ報告し、公表する。

7. 役割分担

- ・ 京浜河川事務所及び各自治体は、各施策を実施するとともに、進捗のモニタリングや順応的な対応方法について検討する。
- ・ 担当者会議は毎年1回程度開催し、事務局は京浜河川事務所とする。

8. 連絡窓口

東京都 : 建設局 河川部 計画課

神奈川県 : 県土整備局 河川下水道部 河川課

横浜市 : 道路局 河川部 河川企画課

川崎市 : 建設緑政局 総務部 企画課

町田市 : 下水道部 下水道経営総務課

稲城市 : 都市建設部 管理課

国土交通省 : 京浜河川事務所 流域調整課

9. 担当者会議の開催経緯

開催日		主 な 議 事
第1回	H23.9.12	・ 調整池の保全について ・ 維持管理に関するアンケート調査について ・ 平成23年8月26日豪雨における流域対策の効果
第2回	H24.1.25	・ 民間調整池の効果について ・ 調整池の維持管理について
第3回	H24.3.13	・ 民間調整池の位置付けについて ・ 調整池の代替策について
第4回	H25.1.22	・ 民間調整池解除に伴うリスクと機能代替について
第5回	H26.1.31	・ 防災調整池の統廃合について
第6回	H27.1.29	・ 防災調整池の機能保全に向けた検討について
第7回	H28.2.24	・ 増大する外力に対応した調整池の改良について
第8回	H29.3.15	・ 河川管理者及び下水道管理者以外が実施する流域対策について ・ 市街化調整区域の保全について ・ 既存防災調整池の機能確保アクションプランについて
第9回	H30.3.20	・ 市街化調整区域の保全について ・ 既存防災調整池の機能確保アクションプランについて
第10回	H31.2.7	・ 既存防災調整池の機能確保アクションプランの施策内容について
第11回	H31.3.13	・ 既存防災調整池の機能確保アクションプランの施策内容について ・ 既存防災調整池の機能確保アクションプランの計画書(案)について
第12回	R2.1.27	・ 流域対策(既存防災調整池の機能確保アクションプラン)に関する報告
第13回	R2.3.19	・ 既存防災調整池の機能確保アクションプランの施策案について
第14回	R3.3.9	・ 既存防災調整池の機能確保アクションプランの施策案について
第15回	R4.1.26	・ 既存防災調整池の機能確保アクションプランの施策案について